
平成30年(家)第 号 市長村長処分不服申立事件

審 判

当事者の表示 別紙当事者等目録記載のとおり

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 手続費用は申立人らの負担とする。

理 由

第3 当裁判所の判断

1 憲法14条1項, 24条違反の主張について

(1) 婚姻及び家族に関する法制度をどのように構築するかについては、国会の合理的な立法裁量に委ねられていると解されるところ、夫婦同氏制を定める民法750条が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認められず、国会の立法裁量の範囲を超えるものではないことについては、平成27年最高裁判決が判示するとおりである（第2・2(4)ウ）。そして、平成27年最高裁判決から3年余りしか経過しておらず、選択的夫婦別氏制の導入に賛成する者が増えつつある一方、夫婦は同じ氏を称するべきであると考える者が未だ半数を超えているという内閣府の世論調査の結果の推移（第2・2(5)）なども踏まえれば、選択的夫婦別氏制の導入などの氏制度の在り方について国会で議論をすべき要請が高まっていることはいかえりなく、平成27年最高裁判決以降に、家族の在り方や氏の意義などの民法750条の合理性を支える立法事実が大きく変化したという事情の変更があったとまでは認められず、民法750条及び同条を前提とする戸籍法74条1号（本件規定）は、現時点においても憲法24条に違反しないというべきである。

(2) また、平成27年最高裁判決において民法750条の憲法適合性は確認されているところ（第2・2(4)）、本件規定は、現時点においても憲法24条に違反せず（上記(1)）、自由権規約及び女子差別撤廃条約にも違反しているとはいえないから（後記2, 3）、憲法適合性が確認されている民法750条により我が国において夫婦同氏制が定められ、その結果、夫婦別氏を希望する者が婚姻をするに当たり夫婦別氏を採りえないこととなっても、これが「信条」に基づく差別的な取扱いその他の憲法14条1項が禁止する不合理な差別的取扱いに当たらないことは明らかである。

よって、本件規定は、憲法14条1項にも違反しない。

2 自由権規約違反の主張について

(1) 我が国においては、条約は公布により当然に国内的効力を有することとなる。(憲法7条1号, 98条2項参照)。しかしながら、ある条約において個人の権利義務に言及している場合であっても、原則として、国内の裁判所は当該条約を直ちに適用することはできず、別途、国内法による措置が必要である(自動執行力を有しない)と解される。もつとも、条約の性格や権力分立、法的安定性等の観点から、私人の権利義務を定め、直接に国内の裁判所で適用可能な内容のものとするという条約締結国の意思が確認でき、かつ、条約の規定において私人の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められている場合には、その内容を具体化する国内法による措置を待つまでもなく、国内の裁判所において適用可能である(自動執行力を有する)と解される。

(2) そこで、自由権規約の各規定についてみると、自由権規約23条4項において「この規約の締約国は、婚姻中及び婚姻の解消の際に、婚姻に係る配偶者の権利及び責任の平等を確保するため、適当な措置をとる。」と規定され、自由権規約2条2項において「この規約の各締約国は、立法措置その他の措置がまだとられていない場合には、この規約において認められる権利を実現するために必要な立法措置その他の措置をとるため、自国の憲法上の手続及びこの規約の規定に従つて必要な行動をとることを約束する。」と規定されている(第2・2(3)イ)。これらの規定は、「締約国は・・・適当な措置をとる」「締約国は・・・必要な行動をとることを約束する」と明記されているとおり、その文理上、我が国の国民に対して直接何らかの権利を付与するものではなく、我が国に対し、婚姻による氏の変更に伴う種々の不利益を解消するために、選択的夫婦別氏制の導入などの氏制度の在り方について議論をし、所要の措置を執ることなどを求めるものであると解され、当該措置を通じて国民の権利を確保することが予定されているというべきである。した

6 がつて、自由権規約23条4項は、申立人らの主張する「各配偶者が婚姻前の姓の使用を保持する権利」などの国民の権利を明白、確定的、完全かつ詳細に定めたものではなく、自動執行力を有しないから、本件規定が同項に違反するとみる余地はない。

6 6 また、自由権規約17条1項は「何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。」と定め、自由権規約23条1項は「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。」と、同条2項は「婚姻をすることができる年齢の男女が婚姻をしかつ家族を形成する権利は、認められる。」と、同条3項は「婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意なしには成立しない。」とそれぞれ定めている。これらの規定が仮に自動執行力を有するとしても、その文理及び内容に照らせば、これらの規定が、我が国の国民に対し、申立人らが主張する「各配偶者が婚姻前の姓の使用を保持する権利」を保障していると解することは困難であるし、夫婦同氏制を定める本件規定が家族に対する恣意的な干渉等とみることも困難である。

10 10 15 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95 100 105 110 115 120 125 130 135 140 145 150 155 160 165 170 175 180 185 190 195 200 205 210 215 220 225 230 235 240 245 250 255 260 265 270 275 280 285 290 295 300 305 310 315 320 325 330 335 340 345 350 355 360 365 370 375 380 385 390 395 400 405 410 415 420 425 430 435 440 445 450 455 460 465 470 475 480 485 490 495 500 505 510 515 520 525 530 535 540 545 550 555 560 565 570 575 580 585 590 595 600 605 610 615 620 625 630 635 640 645 650 655 660 665 670 675 680 685 690 695 700 705 710 715 720 725 730 735 740 745 750 755 760 765 770 775 780 785 790 795 800 805 810 815 820 825 830 835 840 845 850 855 860 865 870 875 880 885 890 895 900 905 910 915 920 925 930 935 940 945 950 955 960 965 970 975 980 985 990 995 1000

そして、申立人らが指摘するその他の自由権規約の規定（2条1項、3項（b）及び3条）についても、いずれも個人の具体的な権利義務に言及する規定ではないから、これらの規定が、我が国の国民に対し、申立人らが主張する「各配偶者が婚姻前の姓の使用を保持する権利」を保障していると解することは困難である。

そうすると、自由権規約が、我が国の国民に対して、「各配偶者が婚姻前の姓の使用を保持する権利」を保障しているとはいえず、その他本件規定が自由権規約に抵触する部分は見当たらないから、本件規定が自由権規約に違反するとの申立人らの主張を採用することはできない。

3 女子差別撤廃条約違反の主張について

女子差別撤廃条約16条1項においては、「締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。」

「(b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利」「(g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)」と定めており、自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利や夫及び妻の同一の個人的権利として氏を選択する権利などについて言及がされている。しかしながら、「締結国は・・・適切な措置をとる」と明記されているとおりに、同項の文理に照らせば、同項は我が国の国民に対して直接何らかの権利を付与するものではなく、我が国に対し、自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利や夫及び妻の同一の個人的権利として氏を選択する権利等を確保するために、選択的夫婦別氏制の導入などの氏制度の在り方について議論をし、所要の措置を執ることを求めるものであると解される。

また、女子差別撤廃条約2条においては、「締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適切な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。」「(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適切な措置(立法を含む。)をとること。」と定めており、女性に対する差別となる既存の法律等の修正等が求められている。しかしながら、「締結国は・・・約束する」と明記されているとおりに、同条の文理に照らせば、同条もまた、我が国の国民に対して直接何らかの権利を付与するものではなく、我が国が、女性に対する差別を生じさせている既存の法律等の修正等のために所要の措置を執ることを約束するものであると解される。

したがって、上記の女子差別撤廃条約の各規定は、いずれも国民の権利義務を明白、確定的、完全かつ詳細に定めたものではなく、自動執行力を有しない

から、本件規定が女子差別撤廃条約に違反するとみる余地はない。そして、その他本件規定が女子差別撤廃条約に抵触する部分は見当たらないから、本件規定が女子差別撤廃条約に違反するとの申立人らの主張を採用することはできない。

5 4 まとめ

以上によれば、夫婦同氏制を定める本件規定が憲法14条1項、24条、自由権規約又は女子差別撤廃条約に違反すると認めることはできず、国分寺市長がした本件不受理処分は違法、不当なものとはいえない。

第4 結論

10 よって、本件申立ては理由がないからこれを却下することとし、主文のとおり審判する。

平成31年3月28日

東京家庭裁判所立川支部

15 裁判長裁判官 今 井 攻

裁判官 坂 田 千 絵

裁判官 近 藤 貴 浩

これは謄本である。

平成31年3月28日

東京家庭裁判所立川支部

裁判所書記官 堀川

